

大崎町教育委員会外部評価委員会

点検・評価報告書

平成30年8月

大崎町教育委員会

大崎町教育委員会外部評価の基本方針

1. 概要

平成 19 年 6 月に『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部が改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。

このことから、本町教育委員会では法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに町民への説明責任を果たすため外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検を行うこととした。

(参考)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

2. 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とする。
- (2) 評価の客観性、透明性を確保するための外部評価を行う。
- (3) 評価の対象・方法は、毎年度、見直しを行う。
※ 平成 28 年度から評価方法を見直すこととした。

3. 点検・評価の対象

- (1) 教育委員会委員の活動状況
 - ① 定例及び臨時教育委員会の会議状況
 - ② その他の活動状況
- (2) 教育委員会所管の事務事業
教育委員会が所管する事務事業について教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

4. 点検・評価の手順

- (1) 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価
- (2) 外部評価委員による評価
- (3) 報告書の作成
- (4) 教育委員会で報告書の決定
- (5) 議会への提出及び公表

【評価項目】

- 【1】 大崎町教育振興基本計画施策体系図 (P3)
- 【2】 教育委員会委員の活動状況の評価について (P4~7)
- 【3】 主要事業の評価について

○ 管理課関係

- ①学力推進向上事業 (P8~9)
- ②特別支援教育推進事業 (P10~11)
- ③安全な学校給食推進事業 (P12~14)

○ 社会教育課関係

- ①人権教育の充実 (P15~16)
- ②家庭の教育力の向上 (P17~18)
- ③文化財の保護と活用 (P19~21)

【自己評価基準】

評価	評価区分	考え方
A	・計画どおり順調に進んでいる ・十分成果が上がっている	優れた取組や状況等が見られ、課題はほとんどなく、順調に計画が進んでいるもの
B	・概ね計画どおり進んでいる ・成果が見える	良い取組や状況等が見られ、若干の課題はあるものの、概ね順調に計画が進んでいるもの
C	・計画がやや遅れている ・一定の成果が見えるが改善が必要	計画の進捗がやや順調でないもの。また、一定の成果はあったが課題が生じたもの
D	・計画が大幅に遅れている ・成果が上がっておらず、抜本的な見直しが必要	課題が多く着手できていないか、着手してもほとんど成果が上がらないなど、計画がほとんど進まなかったもの

大崎町教育委員会委員活動状況

1 教育委員の状況

(1) 平成 29 年 4 月 1 日現在の委員数 → 5 人（男性 3 人，女性 2 人）

2 教育委員会定例会等の状況

(1) 平成 29 年度の招集回数

定例会 → 12 回

臨時会 → 2 回

(2) 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案・報告件数

議案件数 → 14 件（H28 年度 16 件）

報告件数 → 44 件（H28 年度 52 件）

(3) 会議録の作成方法

録音により会議録作成し，翌月の定例会で報告のうえ署名

(4) 定例教育委員会・臨時教育委員会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4 月 定例会	○報告・協議事項 ・学校医，文化財保護審議会委員等 7 件の委嘱の報告
5 月 定例会	○報告・協議事項 ・学校評議員等 4 件の委嘱について報告 ・区域外就学について報告 ・就学させる学校の指定変更について報告 ○議事 ・平成 29 年度奨学生選考（6 人）について可決
6 月 定例会	○報告・協議事項 ・社会教育委員，学校給食センター運営委員会委員等 7 件の委嘱について報告
7 月 定例会	○報告・協議事項 ・スクールガードリーダー等 5 件の委嘱について報告 ・学力向上プロジェクト夏期講座（中 3 対象）について報告 ・「こども学習支援教室」について報告 ・キッズセミナー「おおさきっ子歴史探検隊」について報告 ・リーダー研修「アメリカ村」について報告 ・第 13 回くいの松原ビーチスポーツフェスタについて報告 ・「サマーアドベンチャーIN 猿ヶ城」について報告 ・夏季休業中児童健全育成事業について報告
8 月 定例会	○議事 ・大崎町教育委員会外部評価報告書について可決
9 月 定例会	○報告・協議事項 ・平成 29 年度一般会計補正予算（第 2 号）について報告 ・訴えの提起について報告 ・「ふるさと学寮」について報告

9月 臨時会	○議事 ・大崎町教育委員会委員長の選挙及び職務代理者の指定について 委員長に溝口信男委員を決定，職務代理者に林さつき委員を指定
10月 定例会	○報告・協議事項 ・区域外就学について報告
11月 定例会	○報告・協議事項 ・区域外就学について報告 ○議事 ・大崎町いじめ防止基本方針の改定について可決 ・大崎町就学援助実施要綱の一部改正について可決 ・幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について可決
12月 定例会	○報告・協議事項 ・平成29年度一般会計補正予算（第4号）について報告 ・区域外就学について報告
12月 臨時会	○議事 ・大崎町教育長職務代理者の指名について 教育長職務代理者に溝口信男委員を決定
1月 定例会	○報告・協議事項 ・入学期日の通知及び就学すべき学校の指定について報告 ・就学させる学校の指定変更について報告 ○議事 ・大崎町立学校管理規則の一部改正について可決 ・学校勤務町職員の服務心得の一部改正について可決 ・大崎町立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する取扱要綱の一部改正について可決
2月 定例会	○報告・協議事項 ・大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会委員の委嘱の報告 ・就学させる学校の指定変更について報告 ○議事 ・大崎町家庭教育支援員設置要綱の制定について可決 ・大崎町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について可決 ・大崎町生涯学習人材バンクの設置及び取扱要項の制定について可決
3月 定例会	○報告・協議事項 ・平成29年度一般会計補正予算（第5号）について報告 ・平成30年度一般会計予算（当初予算）について報告 ○議事 ・平成30年度大崎町教育行政の重点施策の決定について可決 ・大崎町学校運営協議会規則の一部改正について可決

(5) 教育委員（教育長）の主な活動状況

- 4月－小中学校入学式，転入教職員宣誓式，教育行政説明会など
- 5月－学校訪問，曾於地区教育振興会理事会・総会など
- 6月－学校訪問，総合教育会議，いじめ問題対策連絡協議会，小中連携研究会など
- 7月－学校訪問，町青少年・一般海外派遣事業出発式，九州親善ドッジボール大会など
- 8月－ビーチスポーツフェスタ，地域おこし協力隊活動報告・意見交換会など
- 9月－学校訪問，小中学校運動会，公民分館運動会など
- 10月－小学校陸上記録会，町民体育祭，防災サミットなど
- 11月－町文化祭，人権フェスタ，小・中学校音楽発表会，分館対抗駅伝競走大会など
- 12月－大崎中ロードレース・駅伝大会，町スポーツ少年団交歓大会など
- 1月－成人式，県地区対抗女子駅伝，町教職員スポレク大会など
- 2月－町子ども会大会，県下一周駅伝大会，教育振興懇談会など
- 3月－春の大崎ウォーク，小中学校卒業式，民生委員との情報交換会など

(6) 定例会において委員から出された主な動議について

- ・教職員の業務改善について
- ・大崎中の学力向上について
- ・不登校への対応について
- ・コミュニティ・スクールの導入について
- ・防犯灯の設置について
- ・各学校のホームページについて

(7) 定例会の工夫

- 各委員が行事等に参加した意見，感想の報告を毎月定例会において行う。
- 自由な提案や所見，指導等を発言できるよう討論の時間を設定している。
- 諸問題や事業内容の説明等，時節の話題について討議している。
- 定例会終了後，委員同士で意見交換を実施している。

3 教育委員の研修会等

4月17日	県教育行政説明会（鹿児島市）
5月9日	曾於地区教育振興会理事会・総会（曾於市）
5月15日	市町村教育委員会連絡協議会定期総会（鹿児島市）
8月2日	市町村教育委員会委員研修会（鹿児島市）
8月3日～4日	曾於地区教育委員会連絡協議会管外研修（宮崎市）
11月9日	市町村教育委員会連絡協議会研修会（鹿児島市）

※ 反省点及び評価点

- 1 定例及び臨時の教育委員会を開催し，教育委員会の権限に属する事務のうち，重要な案件について，審議及び決定を行った。また，教育行政全般に関する報告や情報・意見交換が積極的に行われ，適正な教育委員会の運営に努めた。
- 2 平成28年度に引き続き，「防災教育実践的安全教育支援事業」を実施した。大崎中学校においては，津波を想定した地震に対する避難訓練や地震のメカニズム，避難訓練の大切さ

を学ぶ講演が行われた。また、町中央公民館において、「みんなで考える防災サミット」を開催、拠点校(大丸小)・連携校(菱田小・大崎中)の児童生徒、保護者等が防災に関する体験活動、意見発表を行った。今後も、家庭や地域を巻き込んだ防災教育の推進に努めていきたい。

- 3 平成 28 年度から 2 年間、大崎中学校をモデル校に指定し、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入し、学校独自の運営協議会の在り方や方向性について検討したが、学校、地域、保護者それぞれが抱えている課題を共有でき、同じ目的意識を持つことができた。平成 30 年度から、町内全学校で学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置する計画であるが、今後更に、学校・家庭・地域が支え合い、よりよい学校づくり、地域づくりを進めていきたい。
- 4 教育行政全般について、住民に周知すべき事項は、「広報おおさき」等を活用し広報や啓発に努めるとともに、教育委員の活動状況の周知を図るため、町ホームページに議事録を公表した。

※ 外部評価 (外部評価委員会の意見)

平成 29 年度の教育委員は、男性 3 人、女性 2 人の 5 人で構成され、定例会が 12 回、臨時会は 2 回の計 14 回の招集で、議案 14 件、報告 44 件が処理されている。学校の安全に関して、全国のあちこちで起きている事案を考えると、教育活動中の事故や不審者の侵入等に備えて、各学校に不審者の侵入予防や照査として防犯カメラの設置や各学校のホームページの更新状況のばらつき等、定例会において話題にあがらないものだろうか。

- (1) 教育委員会の権限に属する重要な案件の審議及び決定、情報・意見交換が活発に出され充実しているという。定例会後も委員同士の意見交換の場があることは大事なことだと評価する。
- (2) 「防災教育実践的安全教育支援事業」の大崎中での講演、「みんなで考える防災サミット」(大崎町中央公民館)での拠点校(大丸小)、連携校(菱田小・大崎中)の体験発表や意見交換が行われた。防災を共通化する点で評価する。
- (3) 「地域の教育力の低下により学校や子どもたちの教育環境は厳しい状況」であるにとらえ、「学校・家庭・地域が支え合い、より良い学校づくり、地域づくりを進める学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」を全国に先駆けて大崎中学校をモデル校として導入し、平成 30 年度から町内全小学校に設置しようとしている先取りの姿勢を評価する。
- (4) 教育行政全般について、「広報おおさき」等の活用で広報や啓発に努める町ホームページでは議事録を公表する等内外に向けて情報発信している。町内はもちろん町外の人々がこれらの情報を受け止めて、大崎町の教育に理解と協力の機会を得ることができると評価する。

I 事業内容

事務事業名	学力推進向上事業
担当課	管理課
施策の方向性	II 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
施策	① 「確かな学力」の定着
目的	児童・生徒一人一人の能力や個性を伸ばさせるため、幼保小中の連携を深め、授業力の向上を図り、基礎的・基本的内容の確実な定着を図る。また、家庭との連携により、自己実現の育成に努め、学力の向上を目指す。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指導力の向上を図るための研修会の実施 小中連携研究会、校内研修、公開授業、授業研究会等 町内教員を鹿児島市内の学習指導法推進校に3名派遣した。 ・学力アップセミナーの実施（中学3年生対象、夏季休業中7日間） ・町家庭学習強調週間の推進（4週/年） ・ALTによる外国語指導 ・デジタル教科用図書活用実践事業 ・土曜授業

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年度	H28	H29	H30	H31	H32
事業費	12,995	15,197			

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評価

	指標	実績	評価
①	全国学力・学習状況調査平均通過率 全国比102ポイント以上	小学校の算数A以外が指標を上回ったものの、その他は達成できなかった。	C
②	学力アップセミナーの実施 5～8日間	平成29年度は7日間実施。参加生徒数は57名。志布志高校と連携を図り、高校の数学教師による授業や志布志高校校長による特別講話も行われた。	A
③	町家庭学習強調週間の推進（4週）	町では、チラシを配布し、保護者への周知を進め、学校では取組状況の把握に努めた。意識高揚のために充実が必要。	B
④	小中連携研究会の実施（2回）	異なる校種の授業を参観することで、授業改善の意識が高まっている。課題意識をもって参加する教職員が多い。	A
⑤	教職員指導力向上研修会の実施（2回）	授業力向上や人権意識の高揚を図るため、町内全職員を対象にしている。外部講師を招聘し内容を充実させている。	A
⑥	職員研修の充実	授業力等を高めるために、学力検査の分析を行ったり、少人数でグループワークを行い授業の在り方を検討するなど内容の工夫をしている。	B

2. 事務事業の成果と課題

成果	全国学力・学習状況調査及び鹿児島学習定着度調査の結果からは、大崎町の小学生の学力は、ほぼ県平均を上回り、全国平均に迫っている。一方、中学生は全
----	---

	国や県の平均に届かない状況にある。しかし、教職員の学力向上や授業改善、指導力の向上に対する意識は高く、各種研修会への参加や校内研究授業における指導主事の講師招聘は全体的に増えている状況にある。
課 題	不登校等の生徒指導上の問題は、減少しているものの、家庭学習の習慣の定着は不十分な状況にある。子供たちの生活環境や一日の生活リズムが整っていない家庭においては、学習習慣が満足設定できていない。このため、学力向上の妨げとなっている現状も見られる。今後は、学力向上と併せ、生徒指導の充実に向けた取組と両輪で進めていく必要がある。今後も、上記取組における成果と改善を図りつつ、大崎町の児童生徒の学力向上に向け、一層の充実を図っていきたい。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	継続・廃止
<p>学力向上については、調査結果から全国平均と比較して大きな点数の上昇は見られなかったものの、改善傾向が見られる。今後は、小中連携を充実させ、教師の授業改善や家庭の教育力向上に向けた取組をさらに充実させていきたい。学校によっては、家庭と学習習慣の定着等一定の成果を挙げている例も見られるため。今後も適宜取組状況や調査結果等を精査し、必要な改善を加えつつ、学力向上につながる取組を進めていきたい。</p>				

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

<p>(1) 「学力を伸ばすことは、社会で自立する力を育むこと」として学力向上に力を入れる。</p> <p>① 教える側の教職員の児童生徒の学力を向上させようとする意識は高く、授業改善、各種研修会への参加、校内授業研究会に向けて講師招聘が全体的に増えている状況を見ると指導力の向上に向けての研修意欲が高いと評価する。</p> <p>② 不登校等の生徒指導上の問題は減少傾向に向かっているというものの、学力が向上しきれない根本的な原因の一つに、家庭の生活環境(生活リズムの乱れ、学習習慣の未定着等)を挙げている。学力問題を、「教える側と学ぶ子どもの側の資質の向上」と「取り巻く父母地域社会のありよう」を両輪としてとらえて努力していることを評価する。</p> <p>③ 中学校は、忙しいスケジュールに追われているように見える。一日又は一週間の生活のリズムを再点検する必要はないのだろうか。心身の健全な発達には、「ゆとり」を確保した上で学力向上策を立てたい。</p> <p>(2) 大崎町の小学生の学力が学力調査の結果、全国・県の平均を大きく上回っている。町内どの小学校も児童の学力向上に向けて努力していることを評価する。</p> <p>(3) 中学生の学力は、全国・県のレベルに達していないものの年々アップしているのは努力の表れであり評価に値する。落ち込みの強化の補充、補完は教科担任制の中学校では容易ではないと考えられるが、全国や県の平均に届かない原因を究明してその解消の努力は継続して欲しいものである。</p> <p>(4) 「学力向上」、中でも、「ものの見方・考え方・読みの力」等の向上は一朝一夕に表れるものではない。基礎・基本を重視し地道な取り組みが必要である。</p> <p>文部科学省は2018年6月27日、全国学力テストを基にした調査分析を公表しているが、それによると、『日ごろから本や新聞に親しむことや、規則正しい生活を促している家庭の子どもは、親の収入や学歴が高くなくても好成绩の傾向があった。』とある。新聞等の購読の実態は、どうなっているのだろうか。大崎町も活字離れが進んでいるのではないか。</p>
--

事業内容

事務事業名	特別支援教育推進事業
担当課	管理課
施策の方向性	Ⅱ 個性を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
施策	② 特別支援教育の推進
目的	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実を図る。また、就学前から中学校卒業までの切れ目ない教育相談・支援体制を構築する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・校内教育支援委員会の開催 ・個別の教育支援計画及び指導計画の作成 ・特別支援教育支援員の配置と効果的な活用 ・就学や進学に係る教育相談の充実

Ⅱ 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32
事業費	10,679	10,392			

Ⅲ 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

	指 標	実 績	評 価
①	校内教育支援委員会の複数回開催（開催率100%、開催回数年2回以上）	町内全ての学校で、複数回校内教育支援委員会を開催した。実施回数の平均は3.6回/年	A
②	支援が必要な全ての児童生徒への個別の教育支援計画及び指導計画の作成	支援が必要な児童生徒の教育支援計画及び指導計画は全ての学校で整備が進められている。支援が必要な全ての児童生徒への策定には至っていない。	B
③	特別支援教育支援員の配置し充実を図る。（7名以上）	町内学校に支援員を9名配置した。配置方法については、支援が必要な児童数や特別支援学級の数等を考慮した。	A
④	就学に関する教育相談の実施（年2回）	鹿屋養護学校教諭を教育相談員として招聘し、保護者を対象に就学や進学に係る教育相談を行った。 保護者の都合等により、相談を受けてほしい保護者全てに教育相談を実施できなかった。	B

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<p>本町では、特別支援学級が開設されている学校が7校中5校であるが、特別支援学級の開設の有無に関わらず、全学校が校内委員会を開催している。ここでは、支援が必要な児童生徒についての情報共有や今後の指導方針について協議が重ねられている。また、特別支援教育支援員については、町内5校に9名が配置されている。配置に当たっては、支援の必要な児童生徒や特別支援学級の在籍者数等に配慮しており、各学校で特別支援教育コーディネーターにより校内の支援体制が概ね整っている。</p> <p>これらの取組の充実もあり、一人一人のニーズに応じた支援について、保護者からの要望も高くなっている。</p>
-----	---

課 題	支援が必要な児童についての入級を進める際、保護者によって子供の障害への理解に差がある。このため、支援が必要な児童生徒がいるにも関わらず、教育相談が十分に受けられなかったり、個別の支援計画、指導計画が策定できなかったりする場合も見られる。
--------	--

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	(継続)・廃止
<p>特別支援教育については、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置、また、校内支援委員会の充実により支援体制が整ってきている。</p> <p>一方、子どもの障害に対する保護者理解については、家庭により十分な理解を得られていない現状もある。今後は、町保健福祉課とさらに連携を充実させることで、就学時健康診断等の機会を捉えながら、的確な就学指導を続けたい。</p> <p>また、幼稚園・保育園から小学校への接続が十分でないと感じている保護者もいる。このため、移行支援シートを活用し、保護者にとって安心できる支援を切れ目なく行う必要がある。</p>				

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

<p>(1) 障害のある児童生徒の自立や社会参加に主体的に取り組んでいくようにする支援体制の事業である。いわゆる『障害』（学習障害・発達障害・身体障害等）そのものの実態のとらえ方が多様化している。支援体制の充実単なる教員の数合わせではなく、それぞれの障害に応じる資質を備えた支援教員がいることが条件である。大崎町では9人確保して対応していることを評価する。</p> <p>『種子島四葉の会』では、「適切に支援するためには各段階の特性を踏まえた見守りが欠かせない」として、医療、福祉、保健、教育に関わる組織や人々と連携して障害を持つ児童生徒に、より細やかな支援体制を敷いて取り組んでいるという。保育園・幼稚園だけでなく、家庭保育も含めて支援の万全を期したいものである。</p> <p>(2) 保護者の中で、障害に対する理解や認識にばらつきがある。障害を持たない子を持つ親の中に偏見をもって一歩引いてしまう親もいることを考えると、「専門家や保健福祉課等と連携して、すべての児童生徒に障害のあるなしに関わらず将来に向けて備えたい」とするこの事業に前向きな姿勢を評価する。</p> <p>(3) 障害に対する偏見をなくし、「正しく子どもを理解」して、すべての人々が正しい認識を持って対象の子どもに対峙する社会を目指していることを評価する。</p>

I 事業内容

事務事業名	安全な学校給食推進事業
担当課	管理課
施策の方向性	Ⅲ 信頼される学校づくりの推進
施策	⑥ 安全な学校給食の推進
目的	<p>学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理を行い、児童生徒へ安全な学校給食を提供する。さらに、個別的な対応としての食物アレルギー対応については、食物アレルギー対応指針・大崎町食物アレルギー対応マニュアルに従い、安全性を最優先とした対応を行う。</p> <p>また、児童生徒の食への関心を高めるため、年間を通して計画的に地産産物を使用し、地産地消の推進を図る。</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食衛生管理基準を踏まえて、衛生管理の徹底を図る。 学校給食が「生きた教材」として活用されるように配慮し、児童生徒が望ましい食生活と食に関する実践力を身につけることが出来るような献立づくりに努める。 大崎町食物アレルギー対応委員会を立ち上げ、教育委員会・給食センター・学校が組織的に児童生徒一人一人の食物アレルギー対応を実施する。 食物アレルギーのある児童生徒については、毎月の献立表での食材の詳細な表示や、除去食・代替食等の対応により、安全安心な給食の提供に努める。 地元生産者との顔が見える関係を強めて安全な食材の調達に努め、併せて地産地消を推進する。特に、うなぎやシラス干し、菜種油、葉ねぎ等は、給食実施計画に基づいて計画的に実施する。 調理技術の向上や衛生管理の徹底に資するための各種研修会・講習会に参加する機会を図る。

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年度	H28	H29	H30	H31	H32
事業費	50,942	48,967			

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指標	実績	評価
① 安全な給食の提供のために、調理器具等の見直しを行う、	<ul style="list-style-type: none"> 木製の食器具や調理器具の使用をやめ、PEN 食器やアミハード製の箸を使用することとした。 委託会社による、調理員に向けた衛生管理研修会と学期1度の衛生点検の実施。 調理過程で、それぞれの食材の特徴に合わせた異物の排除を徹底し、学校に届ける前に気付く体制づくりを行った。 調理作業工程表や作業動線図等、衛生管理についての帳票をそろえた。 調理員との打ち合わせ時に、最新の衛生管理についての情報共有を図った。 	A

②	大崎町食物アレルギー対応委員会を開催し、組織的な対応を行う	<ul style="list-style-type: none"> 1月に、全保護者向けに食物アレルギーの有無についての調査を行い、医師の診断がある児童生徒で、学校給食での対応を希望する場合は、さらに詳細な調査を行った。そして、3月にはそのまとめたものを基に、翌年度の食物アレルギー対応について、教育委員会・給食センター・各学校長・給食担当者代表・養護教諭部会代表・学校医代表（当日欠席）で、それぞれの食材のついで対応について共通理解を図った。 個人ごとの対応をするのではなく、安全性を考慮し、複雑で分かりにくい対応を廃止した。 当日の対応では「食物アレルギー対応確認書」を使用し、調理した人、調理責任者、栄養教諭、コンテナ配送者、コンテナ受取者、担任がそれぞれの場面で確認し、確実に本人の手元まで届くようにした。 	B
③	地場産物の食材を計画的に使用する。	<ul style="list-style-type: none"> H29年度は、うなぎを7/19の蒲焼き丼、餅を1/10の雑煮に使用した。 菜種油は年間で10本購入し、揚げ油に使用した。葉ねぎ、シラス干しは年間を通して使用した。 H29年度は、地場の野菜としてキャベツ、大根、玉ねぎ、なす、かぼちゃ、にがうり、ごぼう、深ねぎを時季に応じて使用した。 献立表で地場産物の食材に下線をし、知らせることとした。 	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理基準については、衛生管理基準に基づいた対応を実施することができた。 食物アレルギーについては、児童の実態を把握し共通理解を図ることで、組織的に実施することができた。 地元の食材を計画的に使用することで、児童生徒が季節に応じた食材を知ることができ、地産地消を身近に感じられるようになった。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 異物混入の防止については、調理員の意識が高いこともありセンターで発見できることが増えたが、数件見落としとして学校で発見されたこともあった。（虫の幼虫等）今後も作業を徹底し、異物の混入を防いでいきたい。 食物アレルギー対応については、医師の診断と保護者の要望の不一致が見られた。児童生徒の食の選択の幅を狭めることがないよう、医師の診断をもとに対応を進めていきたい。 地産地消を進めるにあたり、野菜の規格の不揃いや天候による生育不良、数量不足があった。より計画的・組織的に進められるように地元生産者との連携を図っていきたい。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
<p>安全な学校給食の推進のために、衛生管理基準に基づいた給食の提供や、組織的な食物アレルギー対応に取り組んでいる。異物混入についても、野菜に付いていた小さな虫等の見落としによるものが学校から数件報告があったが、その都度洗浄方法や除去方法を見直し、再発防止に努めている。また、食べることで健康被害をもたらすような事例は起きていない。</p> <p>地産地消の推進についても、規格外のものや予定数量が確保できない場合もあるが、概ね年間を通して計画的に実施できている。児童生徒も献立表や食に関する指導を通して、地元産の野菜に親しみを持つようになってきているようである。</p> <p>今後も児童生徒の健全な発育のために、安全安心でおいしい学校給食の提供に努めていきたい。</p>				

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

<p>生きるために「楽しく食べること」は児童・生徒の心身の発達にとって欠くことのできない大事な営みである。子どもの味覚感覚は一生の食生活を左右する。</p> <p>学校の給食は、児童生徒がただ食べるだけでなく、給食を作る人、食材を生産・供給・調達する人々など、たくさんの人々が関わって実施されている。各学校では、給食時間を十分確保して児童生徒が感謝の気持ちで楽しく食べるよう配慮して欲しい。</p> <p>(1) 給食の提供に際して、食器具や調理器具の選別、一人ひとりのアレルギー問題への配慮、食材の採用に当たっては郷土を考えた地産地消、調理技術の向上に向けての各種研修会・講習会参加などを安全な給食を届ける関係者の努力を評価する。</p> <p>(2) 異物混入・食物アレルギー対策は細心の対策や注意が向けられていることを評価する。引き続き努力を続けて欲しい。</p>

I 事業内容

事務事業名	人権教育の充実
担当課	社会教育課
施策の方向性	I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
施策	①豊かな心の育成 (ウ)人権教育の充実
目的	○学校、家庭、地域等における人権教育の充実 ○学校教育における児童生徒の人権尊重の高揚 ○教職員の人権意識の高揚と資質向上及び人権教育指導内容の向上 ○社会教育での人権に関する学習・啓発活動の推進
実施内容	○職員の資質向上を目指した研修等の参加 ○人権フェスタ2017の開催 ○児童生徒による人権作文、標語作品出展の募集

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年度	H28	H29	H30	H31	H32
事業費	89	74			

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

	指標	実績	評価
①	人権同和教育の充実により未来を担う子ども達の人権意識を啓発する。	町から学校へ人権に関する標語及び作文を作成する依頼している。小学生は作文、中学生は標語を作成するなかで各児童・生徒が人権に関する知識を主体的に学習し表現する事で、人権意識を高めている。また、すぐれた作品については人権フェスタで発表の場を儲け、他の児童・生徒・保護者等にアピールすることで周知が図られている。	A
②	人権に関する啓発活動の推進を行う。	広報おおさきで人権シリーズとして、町民が一番目にする機会の多い広報おおさきに毎月掲載することで全町民に啓発を図っている。 また、人権強化月間においては、庁舎に懸垂幕を設置し、来庁される方へ幅広くPRを行っている。	C
③	人権課題に関する研修を実施する	町主催で人権フェスタを実施し、普段意識することの少ない「人権問題」について、イベントを通じて考える場を提供している。このイベントを通じて参加者が人権問題を学習することで、啓発を図っている。	B

2. 事務事業の成果と課題

成 果	人権フェスタ参加者 142 名。 懸垂幕については、来庁されるすべての方が目にするので PR 効果は大きいのではないかとと思われる。
課 題	人権についてはテーマが多岐に渡るため、すべての項目について伝えられない。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	(継続) ・ 廃止
<p>近年の「人権問題」は SNS の普及、急激な国際化など時代の背景にあわせ、「人権問題」も多様化してきている。</p> <p>「人権問題」に取り組むためには、まずどのような「人権問題」があるかを知る事、相手のことを知ることなど、まずは認識することが重要と考える。それは、大人だけではなく、幼少期から人権問題に対して取り組むことが必要である。</p> <p>家庭教育学級では、年間の活動の中で、最低 1 回は「人権問題」についての学習を開くように指導しており、町内の小中学校では実践されている。</p> <p>また、人権フェスタにあわせ、各小中学校へ作文・標語の作成を依頼し、優秀作品に対しては、表彰し、大会の中でも大きく取り上げさせて頂いている。</p> <p>また、指導する立場も、更なる人権への学習が必要である。そのために、人権についての学習会等へは必ず参加し学識をひろげている。</p> <p>その反面、PR などの手段等もマンネリ化を感じられる。また、反応も薄いように感じられた。</p> <p>今後も町民の更なる意識改革に励み、子どもから大人まで、他人の心を気遣える大崎町民になるように、地道でも確実に推進していければと考える。</p>				

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

<p>『人権教育』は、『生命や人権を尊重する心を育み、一人ひとりの良さや可能性を伸ばすという人権の意義を理解し、具体的な行動につなげる教育』である。</p> <p>(1) 「人権に関する標語及び作文」作成を依頼して人権を考えさせるようと教育委員会は呼びかけている。日々の生活や授業の中で、学んだことを基に絵や標語や作文に表現させる企画を評価する。学校の教育活動は、人権感覚の深さに大きく影響してくる。形だけ表面的・形式的であれば単なる人権知識に流れてしまう。</p> <p>(2) 人は他人との優劣を問題視しがちである。広報おおさきで人権シリーズとして継続して全町民に啓発していることを評価する。他人の持つ特徴(良さ・善さ)を見ようとする心情を育み、他人の短所に目を向ける差別・選別の芽は摘み取りたい。</p> <p>(3) この事業では指導する側にもさらなる人権学習を求めている。また、町主催の人権フェスタの実施は、「人権感覚に目覚め、意識改革に励み、子どもから大人まで他人の心を気遣える町民」になるために、人権問題を考える学習の場であると共感し評価する。</p>

I 事業内容

事務事業名	家庭の教育力の向上
担当課	社会教育課
施策の方向性	IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
施策	④ 家庭の教育力の向上
目的	① 地域での子育て支援の基盤整備 ② 家庭教育力向上のための支援の強化 ③ 家庭教育に関する相談の窓口の整備 ④ 家族間・親子間での絆作りの提供
実施内容	① おおさき学校応援団の再構築 ② 家庭教育学級の実施 ③ 家庭教育支援員の任命 ④ 親子ふれあい事業の実施

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32
事業費	81	78			

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

	指 標	実 績	評 価
①	家庭を含む地域全体で学校教育並びに家庭教育を支援するために設立された「おおさき学校応援団」の登録方法を変更し、ホームページ上で公開することにより、更なる利用促進へつなげる。	新たに「大崎町生涯人材バンク」を設けた。今後、登録者をホームページ上で公開に向け整備しているところである。また、学校のみではなく、子ども会など様々な場面でも活用できるようにしていきたい。	C
②	各小中学校教頭に家庭教育主事を委嘱し、各学校（PTA）単位で家庭教育学級を開催する。保護者のニーズにあった学習を把握し、保護者としての役割の再認識できる場の提供に努める。	各学校で家庭教育学級を年数回単位で実施。また、人権教育についても最低1回は開催するなど、精力的に活動いただく。また講師等も招きくなどして、家庭教育力向上に励んだ。	C
③	家庭教育支援に関する活動（相談対応や専門家の紹介、家庭教育情報の収集並びに提供）を整備、調整する人材を養成する。	2名の家庭教育支援員を任命した。 宮下 和子 氏 領家 美和子 氏 平成29年10月18・19日開催の県主催の家庭教育支援員研修会（基礎講座）へ出席いただく。	B
④	野外活動や体験活動など様々な活動を親子ですることにより、親子での共通の時間を持つこと、また、親子の絆などを感じられる機会を提供する。	親子ふれあい事業として「おおさき春のウォーキング大会」を2月に開催。ふれあいの里公園からくにの松原や横瀬古墳など大崎路を經由し、ふれあいの里公園に戻るコースを設定。 全11km 参加者147名 本年度は、コース途中に大崎町に関するクイズを5問設置し、回答いただき、正解者上位の中から5名を抽選の上、大崎町の特産品を贈った。	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<p>現在、最も必要とされている家庭教育を、学校や地域を中心として広める体制構築に努めた。</p> <p>地域的に家庭教育や学校教育を支える「おおさき学校応援団」を広域的に活用できるように、インターネット上でのデータベース化の基礎を構築することができた。</p> <p>家庭教育支援員が2名任命できた事は、今後の家庭教育力の向上に力になると考えられる。</p> <p>また、親子ふれあい事業にも多数の参加者がおり、共通の話題づくりなどに渴して頂けたと考える。</p>
課 題	<p>「人材バンク」や「家庭教育支援員」等については初年度ということもありまだ、基礎段階であったりするため、今後の活用のために更なる熟考やスキルアップが必要である。</p> <p>家庭教育学級についても、内容にマンネリ化がみられ、参加者も新規の参加者が少ない傾向にある。</p> <p>家庭教育学級に関しても、今後、家庭教育支援員等に参加していただき、活性につなげていきたいと考える。</p>

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	C	方向性	(継続) ・ 廃止
<p>時代背景に沿った家庭教育力の向上に向けて対応していかなければならないが、まだ基礎段階で止まっている状況と考える。</p> <p>その一方、親子ふれあい事業や、その他リーダー育成事業・ふるさと学寮・サマーアドベンチャーなど様々な体験活動を実施し、多数の児童、生徒に参加いただけた。</p>				

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

<p>(1) 「家庭の教育力の向上」では、地域の教育力の向上に目を向けて、「地域全体で子どもを守り育てる環境づくり」を柱に次の4項目を取り上げている。</p> <p>①〈おおさき学校応援団〉学校だけに子どもを任せないで家庭や地域ぐるみで学校を支援する体制をとる。学校・子ども・親の活動の一体化を目指していることを評価する。</p> <p>②〈家庭教育学級の実施〉子どもを取り巻く環境の変革が求められている。教頭を家庭教育学級の主事として委嘱し、各学校単位で開催される「家庭教育学級」の充実を目指していることを評価する。町内全家庭教育学級の主事研修会で各学校の実施内容を紹介し合うこともよりよいテーマ設定や研修内容になるのではないかと期待する。</p> <p>③〈家庭教育支援〉家庭教育主事を助けてより充実した内容になるように家庭教育支援員を2名任命したことを評価する。安易な内容や興味本位なテーマになりがちな家庭教育学級のマンネリ化にメスを入れて目的に合った学級が開かれることを期待する。早急な活用を望む。</p> <p>④〈親子ふれあい事業の実施〉親子で、野外活動や体験活動で共通の時間や場を設定して親子の絆を強める事業である。少子化や過疎化・生活のデジタル化で、子どもの遊びも屋内のゲームが多く、体験や身体活動が少なくなっている。親子集団での体験が社会的にひろがる足掛かりになると評価する。</p> <p>(2) 企画される4つの事業が、人を結びつける社会性のある場や機会を設定していることを評価する。これらの事業が、子どもを取り巻く環境を整えることのスタートになるのではないかと期待する。</p>

I 事業内容

事務事業名	文化財の保護と活用
担当課	社会教育課
施策の方向性	V 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興
施策	⑥文化財の保存・活用
目的	○次世代に継承すべき文化財について必要な保護措置と管理 ○文化財を活かした地域づくりの促進 ○豊かな自然や地域の文化財等を学校教育や地域活動へ活用
実施内容	○埋蔵文化財の保護と発掘調査，報告書作成，地域文化財の再検討 ○観光事業における文化財の活用 ○学校教育や地域活動における郷土史学習の推進

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年度	H28	H29	H30	H31	H32
事業費	4,940	4,589			

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

	指 標	実 績	評 価
⑤	埋蔵文化財に関しては、各種開発事業に伴う確認調査を実施するとともに、過去の発掘調査についての報告書を刊行する。 照日神社境内の植物について、指定物件としての再検討を行う。 地域住民への文化財の周知を図る。	県営畑地帯総合整備事業ほか、町内遺跡開発事業に伴う発掘調査報告書を刊行した。 また各種開発事業に伴う確認調査を実施し、また民間畜産関連開発に関しては協議を重ね、飯隈遺跡群の保護措置を図った。 文化財保護審議会で照日神社境内の植物について再検討した。※平成30年5月25日に指定解除を告示した。 広報おおさきでの文化財紹介記事を掲載し、また神領遺跡群の案内板を設置した。	A
⑥	広域的な文化財担当・観光担当と連携した文化財の活用を図る。	鹿屋市、肝付町、東串良町、大崎町で「古墳めぐりツアー」を実施した。	C
⑦	体験と創作を通じて、地域の文化財や歴史に触れる青少年活動事業を実施する。参加者の目標は15名とする。 また、教育活動や地域活動での文化財説明を行う。	「おおさきっ子歴史体験隊」で発掘体験やピンホールカメラ作製などを行った。参加者7名。 学校・社会教育講座等からの依頼を受け、文化財説明を行った。 ・大崎中1年・菱田小3年…総合的な学習 ・大崎小学校6年…史跡めぐり ・菱田小・中沖小6年	B

		<ul style="list-style-type: none"> …横瀬古墳・郷土資料展示室見学 ・大崎小・菱田小 …郷土資料展示室見学 ・持留小・保護者 …草の丘周辺の歴史・地理 ・野方小・一般…荒佐野の歴史学習 ・大崎・菱田女性講座…近郷探訪 	
--	--	--	--

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<p>開発に伴う発掘調査事業では、計画どおり報告書を刊行できた。また各種開発事業に対する適切な措置も施せた。活用面でも出前授業を行い、児童生徒に郷土の歴史への関心を深めることができた。また古墳ツアーでも参加者に大隅半島の古墳文化に興味を持ってもらえる取り組みができた。</p>
課 題	<p>平成10年以降、文化財業務の大部分を開発に伴う埋蔵文化財業務が占めていたが、今後は保存・活用・整備にウェイトが置かれることになると予想される。</p> <p>今後も引き続き学校、地域、あるいは観光部局、近隣市町村文化財担当と連携して、教育活動や観光で文化財の活用を図っていくが、史跡の保存整備活用や、文化財を活用した啓発普及活動を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>また、文化財保護審議会委員や歴史探学会おおさきとも連携し、保護体制だけでなく、啓発普及体制も整備していく必要がある。</p>

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	C	方向性	(継続) ・ 廃止
<p>埋蔵文化財保護に関しては、報告書作成や開発に伴う確認調査、事前協議など文化庁や県教育委員会の指導助言を得ながら、適切に措置を講ずることができた。しかしながら、年度の上半期で報告書原稿執筆や図面整理を集中的に行う予定であったが、結果的に文化祭終了後に本格的に執筆を始めることになり、12月から2月にかけて業務負担が大きくなった。</p> <p>29年度は学校授業で郷土史の学習を取り入れる機会も多く、また「古墳ツアー」など教育現場以外でも、史跡の活用または郷土史講話などを盛り込むイベントもあって、活用を図る場が例年より多かった。また、郷土の歴史を楽しく学べる内容にできたと思われる。このことは連携した文化財活用の効果として評価はできる。しかしながら、依然として文化財担当が主体となって実施する活用事業は「おおさきっ子歴史探検隊」や「ミニ企画展」と最小限度に留まっている。</p> <p>また、大隅地域で志布志湾岸の主要古墳群の活用を積極的に図ろうとする動きが観光部局、文化財保護部局で活発になってきている一方で、横瀬古墳については平成22・23年度の範囲確認調査と平成28年度の報告書刊行まで進めたものの、平成29年度は保存整備活用に向けての「周濠を含めた範囲の追加指定と公有化」を目指した具体的な動きができなかった</p>				

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

- (1) 大崎町内の諸々の文化財，わけでも埋蔵文化財について，長年の努力でその発掘・調査報告書が充実してきたことを高く評価する。
- (2) 将来を担う青少年を対象に地域の文化財や歴史に興味関心を持たせようとする青少年活動事業の機会が増え，積み重ねられることによって郷土愛を育てることにつながると評価する。
- (3) 担当者を中心とする人々の努力で，点在する町内に広がる豊富な遺跡や文化財が線としてつながり，それが面となって教育活動や観光事業の企画で生かされ大崎町からの情報発信になっている。評価する。
- (4) 単独でなく広域的な文化財担当と観光担当が連携して鹿屋市・肝付町・東串良町・大崎町で古墳めぐりツアーの企画等文化財の活用を図っていることを評価する。大隅地域で志布志湾岸の主要古墳群の活用が観光部局・文化財保護部局で活発になってきている。更に進めて保存整備活用の事業に拍車をかけてほしい。
- (5) 「できなかつた」と課題に残された横瀬古墳の周辺は，農業政策の変化で圃場の利用状況は停滞しているが，横瀬水土里サークル(農地・環境保全推進協議会)では美観地区として環境保全美化に努めている。将来的に文化財保存整備活用として前方後円形の形『周壕を含めた範囲の追加指定と公有化』が進めば，休憩所・駐輪所・トイレ等も設置されることになるだろう。前方後円形の形の整った横瀬古墳は，大崎町だけでなく大隅地域の誇れるシンボルの一つである。内外に向けて強くアピールしてほしい。